

令和7年度

工事監査報告



令和8年4月

環境林務部 工事監査

# 森林土木工事監査

## 1 令和7年度 森林土木工事監査の概要

森林土木工事監査は、県、市町村及び次世代ふるさとの森再生事業の事業主体が実施する森林土木工事の適正かつ円滑な執行に資するため、「鹿児島県環境林務部 工事監査要領」に基づき、工事事務や現地の施工状況について行うものであり、契約業務、労働安全、施工体制、環境配慮、監督業務、設計積算、施工管理（工程、品質、出来形、写真）等を監査項目としている。

なお、労働災害の防止や適正な施工体制の確保、的確な監督業務等による森林土木業務の適正な履行を図る観点から、次の4項目を重点項目としている。

### 【重点項目】

- ① 安全管理
- ② 適正な施工体制の確保
- ③ 木材利用や環境に配慮した設計・施工
- ④ 適正な設計と的確な監督業務

## 2 監査対象工事及び監査実施箇所

- ・ 監査対象は、令和7年度治山・林道事業（令和5、6年度繰越工事を含む）及び、次世代ふるさとの森再生事業で実施する林業専用道（規格相当）の計215箇所
- ・ 令和7年度は、事業進捗状況等を考慮し、治山事業56箇所、林道事業30箇所、計86箇所（監査率40.0%）の監査を実施した。

### <工事監査実施状況>

（単位：件、千円）

区分		治山		林道		合計	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
県	対象箇所数	129	5,433,025	43	2,428,493	172	7,861,518
	監査箇所数	56	2,836,660	27	1,558,030	83	4,394,690
市町村等	対象箇所数	0	0	43	988,666	43	988,666
	監査箇所数	0	0	3	139,417	3	139,417
合計	対象箇所数(A)	129	5,433,025	86	3,417,159	215	8,850,184
	監査箇所数(B)	56	2,836,660	30	1,697,447	86	4,534,107
監査率(B/A)		43.4%	52.2%	34.9%	49.7%	40.0%	51.2%

※ 市町村等の林道には、次世代ふるさとの森再生事業（林業専用道）を含む。

### 3 監査結果

監査で注意・指導を行った事項・内容は次のとおりである。

#### 【重点項目】

##### (1) 安全管理

- ① 労働安全衛生規則に基づく労働安全防止協議会を設置し、労働災害を防止するための「災害防止協議会」を月1回以上開催すること。
- ② ダンプトラックの過積載防止に取り組み、記録を整備すること。
- ③ 車両系建設機械に係る特定自主検査（始業前、月例、年次）を実施すること。
- ④ 運転者のアルコールチェックによる確認・記録を行うこと。
- ⑤ 伐採従事者のチェーンソー特別教育に係る受講記録を確認・整備すること。

##### (2) 適正な施工体制の確保

- ① 労働安全衛生規則に基づく建設工事計画届を、工事開始前の所定の期日までに提出すること。
- ② 工事カルテの登録を契約締結後定められた期間内に行うこと。
- ③ 外国人労働者の在留資格の確認を行うこと。
- ④ 施工計画書は、森林土木工事共通仕様書に基づき必要な事項を全て記載し、管理基準は、森林土木工事施工管理基準で行うこと。

##### (3) 木材利用や環境に配慮した設計・施工

- ① 一般型枠には、特記仕様書で指定した複合合板を使用すること。

##### (4) 適正な設計と的確な監督業務

- ① 施工中に発生した崩壊の復旧については、現場条件を踏まえた上で、技術基準・指針等に適合した設計を行うこと。
- ② 工事施工に関して施工条件が付されている場合は、特記仕様書に明示するとともに、請負者へ遵守するように指導を行うこと。
- ③ 工事期間を超えて長期間設置する必要がある仮設物については、特記仕様書に管理方法を記載すること。
- ④ 落石防止対策に係る足場の数量計算根拠を設計図面に明示すること。
- ⑤ 下請金額は、工事内容や工期等から勘案して適正であるか確認すること。
- ⑥ 変更指示書が発出されていないものや、変更指示の時期が遅れているものがあるため、設計変更ガイドラインに基づき行うこと。
- ⑦ 特記仕様書に記載した内容について、施工計画書に反映されているか確認を行うこと。
- ⑧ 施工計画書は、図面・仕様書等に基づき、施工に必要な手順や工法及び管理方法が記載されているか確認し、不備がある場合は指導を行うこと。
- ⑨ 段階確認においては、確認する内容や現地条件等に応じて適切な方法（現地・遠隔臨場）を選択すること。

- ⑩ 仮設道において危険箇所がある場合には、あらかじめ災害防止対策を講じたうえで、工事車両を走行させること。

## 【一般項目】

### (1) 契約業務

- ① 変更契約手続は、設計変更ガイドラインに基づき行うこと。

### (2) 設計積算

- ① 閲覧設計図は、設計内容を反映した図面を整理すること。  
② 前年度工事を継続で発注する場合は、施工分の出来形を反映した当初図面を作成し設計すること。  
③ 他所管施設の取り壊しについては、工事の施工に支障となる必要最低限の範囲を設計計上すること。  
④ 設計で計上する建設機械の規格・機種選定の考え方を整理・添付すること。  
⑤ 他工事から盛土土砂の搬入を設計している場合は、特記仕様書に搬入元の工事名や工事場所を記載すること。

### (3) 施工内容

- ・ 指摘事項なし

### (4) 施工管理

- ① 工程管理  
・ 計画工程に対して所定の遅れが生じた場合は、残りの工事を考慮し、遅延なくフォローアップを行うこと。
- ② 品質管理  
・ 森林土木工事においては、環境林務部の施工管理基準に基づき管理を行うこと。
- ③ 出来形管理  
・ 林道土工の横断形の出来形管理について、森林土木工事施工管理基準で定める法長と法勾配管理を行うこと。
- ④ 写真管理  
・ 森林土木工事施工管理基準に基づく管理を行うこと。

### (5) その他

- ① 流末が接続する水路（他所管管理）が、土砂で閉塞されているため対処すること。  
② 作業員の資格証の写しを掲示板に掲示する場合は、個人情報の取り扱いには十分留意すること。  
③ ヤンバルトサカヤスデの発生地区であることから、発生状況の確認を行うこと。

## 4 今後の対応

以上の監査結果を踏まえ、令和8年度の工事監査を実施する。